

# チコ労務管理事務所通信

## 増加の一途をたどる過重労働に関する 脳・心臓疾患、精神疾患における労災 請求



### ◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害に関して、平成 14 年から、労災の請求件数や支給決定件数などを年 1 回取りまとめています。このたび平成 28 年度の集計結果が公表されましたので、その内容をまとめます。

### ◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。

業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運送業、郵便業」が 212 件と最も多く、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。

年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。

時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

### ◆精神障害に関する労災補償状況

精神障害の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から 1 件減の 198 件でした。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。

業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています。

年齢別では、「40～49 歳」歳の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

### ◆裁量労働制対象者に係る支給決定件数

過去 6 年間で、「裁量労働制対象者」に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は 22 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 21 件、企画業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 1 件ありました。

企業側は、事業場の事故に限らず、労働時間・働き方等の管理に配慮が必要です。

## 「ストレスチェック制度」の実施状況と 関連する助成金

### ◆初の取りまとめ

ストレスチェック制度の実施状況が、制度施行後、初めて取りまとめられ、厚生労働省から発表されました。

その結果、実施義務対象事業場のうち、ストレスチェック制度を実施したのは 82.9%で、実際にストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%でした。

そのうち、医師による面接指導を受けたのは平均

0.6%ですが、事業場規模が小さくなるほどその数値は高くなっています（50～99人規模では0.8%）。

社員が死亡等された場合、健康診断を受けさせない（受けていないことを放置する）ことで会社の管理責任が問われるケースがありますが、これからはストレスチェックを受けさせないことで会社の責任を問われるようなケースも出てくるかもしれません。

#### ◆「ストレスチェック制度」とは？

ストレスチェック制度は、50名以上の従業員がいる事業場に義務付けられているもので、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。

労働安全衛生法に基づき、2015年12月から、毎年1回、この検査をすべての労働者に対して実施すること、その結果に基づく面接指導などを実施することが義務付けられました（ただし、契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です）。

なお、現時点で50名未満の事業場については「努力義務」となっていますが、今後義務化される可能性もあります。

#### ◆制度導入に対する助成金

50人未満の事業場がストレスチェック制度を実施する場合には支援措置が用意されています。

2017年度は、従来からあった「ストレスチェック助成金」に加え、次の3つの助成金が新設されました。

- ・職場環境改善計画助成金
- ・小規模事業場産業医活動助成金
- ・心の健康づくり計画助成金

政府や行政の動きとしても、労働者の健康確保は最近の目玉政策の1つであり、労働基準監督署による集中的な指導・監督が行われています。

社員がメンタル不調で欠員となる影響は中小企業ではより深刻です。会社の経営は社員の健康なくして語れない時代になりました。予防こそ最大の対策です。

## 平成28年度 個別労働紛争件数にみる労働紛争の現状

#### ◆総合労働相談件数は100万件超で高止まり

厚生労働省「平成28年度個別労働紛争の施行状況」（6月16日発表）によると、平成28年度の総合労働相談件数は113万741件で、前年度と比べると9.3%増となりました。

件数が100万件を超えるのは9年連続であり、高止まりしています。

泣き寝入りせずに、職場改善を求める動きが広がっ

ていることが、その背景にあるようです。

#### ◆「いじめ・嫌がらせ」が問題のトップ

中でも大きな問題となっているのが「いじめ・嫌がらせ」です。民事上の個別労働紛争の相談件数（70,917件）、助言・指導の申出（2,206件）、あっせんの申請件数（1,643件）のすべてでトップとなりました。

「いじめ・嫌がらせ」は、近年、職場で問題視されている「ハラスメント」と同じも

のと考えることができます。例えば、厚生労働省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」（今年3月公表）においても、3人に1人が「パワーハラスメントを受けた経験がある」との結果が示されているなど、企業での対策が急務となっています。

#### ◆ハラスメントをめぐる労働紛争防止のために

特に近時は、「個別の労働者 vs 企業」のトラブルがマスコミにも取り上げられ、企業イメージが大きく損なわれるといった事案も増えています。

ハラスメントの問題を「個人同士の問題で会社には関係ない」と捉える人はまだまだ多いようですが、トラブルを未然に防ぐためにも適切な対策を講じることが大切です。

ハラスメントの研修会を実施したり相談窓口を設置したりするなどの手を打っておきましょう。

#### 人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは… チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3  
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185  
e-mail：info@chiko-jimusho.com